高知市有料老人ホーム設置運営指導指針 新旧対照表

改正前 改正後 高知市有料老人ホーム設置運営指導指針 高知市有料老人ホーム設置運営指導指針 目次 目次 1 用語の定義 1 用語の定義 2 基本的事項 2 基本的事項 3 設置者 3 設置者 4 立地条件 4 立地条件 5 規模及び構造設備 5 規模及び構造設備 6 既存建築物等の活用の場合等の特例 6 既存建築物等の活用の場合等の特例 7 職員の配置,研修及び衛生管理 7 職員の配置,研修及び衛生管理 8 有料老人ホーム事業の運営 8 有料老人ホーム事業の運営 9 サービス等 9 サービス等 10 事業収支計画 10 事業収支計画 11 利用料等 11 利用料等 12 契約内容等 12 契約内容等 13 情報開示 13 情報開示 14 電磁的記録等 14 電磁的記録等 この指針は, 高知市有料老人ホーム設置運営指導要綱 この指針は, 高知市有料老人ホーム設置運営指導要綱 (平成25年4月1日施行)第12条第2項に規定する有料 (平成25年4月1日施行)第12条第2項に規定する有料 老人ホームの設置運営に関する指導の基準となる事項 老人ホームの設置運営に関する指導の基準となる事項 を定めるものとする。 を定めるものとする。 1~5 (略) 1~5 (略) 6 既存建築物等の活用の場合等の特例 6 既存建築物等の活用の場合等の特例 (1) · (2) (略) (1) · (2) (略) (新設) (3) 戸建住宅等(延べ面積 200 ㎡未満かつ階数3以 下)を有料老人ホームとして利用する場合におい ては、在館者が迅速に避難できる措置を講じるこ とにより, 耐火建築物又は準耐火建築物とするこ とを要しない。 <mark>(3)</mark> (略) (4) (略) 7 (略) 7 (略) 8 有料老人ホーム事業の運営 8 有料老人ホーム事業の運営 (1)~(3) (略) (1)~(3) (略) (4) 個人情報の取り扱い (4) 個人情報の取り扱い (2)の名簿及び(3)の帳簿における個人情報に関す (2)の名簿及び(3)の帳簿における個人情報に関す

る取り扱いについては、個人情報の保護に関する

る取り扱いについては、個人情報の保護に関する

法律(平成 15 年法律第 57 号)及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(平成 29 年4月 14日・厚生労働省)」を遵守すること。

(5) 業務継続計画の策定等

ア 感染症や非常災害の発生時において,入居者 に対する処遇を継続的に行うための,及び非常 時の体制で早期の業務再開を図るための計画 (以下「業務継続計画」という。)を策定し,当 該業務継続計画に従い必要な措置を講じるこ と。計画の策定にあたっては,「介護施設・事業 所における新型コロナウイルス感染症発生時 の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事 業所における自然災害発生時の業務継続ガイ ドライン」を参照されたい。

イ 職員に対し、業務継続計画について周知する とともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施 すること。なお、訓練については、机上を含め その実施手法は問わないものの、机上及び実地 で実施するものを適切に組み合わせながら実 施することが適切である。

ウ (略)

(6)~(8) (略)

(9) 医療機関等との連携

ア 入居者の病状の急変等に備えるため,あらか じめ,医療機関と協力する旨及びその協力内容 を取り決めておくこと。

(新設)

法律(平成15年法律第57号)及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(個人情報保護委員会・厚生労働省)」を遵守すること。

(5) 業務継続計画の策定等

ア 感染症や非常災害の発生時において,入居者 に対する処遇を継続的に行うための,及び非常 時の体制で早期の業務再開を図るための計画 (以下「業務継続計画」という。)を策定し,当 該業務継続計画に従い必要な措置を講じるこ と。計画の策定にあたっては,「介護施設・事業 所における新型コロナウイルス感染症発生時 の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事 業所における自然災害発生時の業務継続ガイ ドライン」を参照されたい。

また,想定される災害等は地域によって異なるものであることから,項目については実態に応じて設定すること。なお,感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。

イ 職員に対し、業務継続計画について周知する とともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施 すること。なお、訓練については、机上を含め その実施手法は問わないものの、机上及び実地 で実施するものを適切に組み合わせながら実 施することが適切である。

なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の 実施については、他の設置者との連携等により 行うことも差し支えない。

ウ (略)

(6)~(8) (略)

(9) 医療機関等との連携

ア 入居者の病状の急変等に備えるため、あらか じめ、医療機関と協力する旨及びその協力内容 を取り決めておくこと。<u>その際、入居者の急変</u> 時等に、相談対応や診療を行う体制を常時確保 した協力医療機関を定めるよう努めること。

イ 当該有料老人ホームの設置者は,感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で,新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症,同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をい

(新設)

(新設)

<mark>イ~カ</mark> (略)

(10)~(12) (略)

- 9 サービス等
 - $(1)\sim(3)$ (略)
 - (4) (略)

ア〜エ (略)

オ イからエまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

カ・キ (略)

- (5) (略)
- (6) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、 その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況 並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければな らないこと。

(7) (略)

- <mark>う。)の発生時等の対応を取り決めるよう努め</mark> ること。
- ウ 協力医療機関が第二種協定指定医療機関で ある場合においては、当該第二種協定指定医療 機関との間で、新興感染症の発生時等の対応に ついて協議を行うこと。
- 工 入居者が協力医療機関その他の医療機関に 入院した後に、当該入居者の病状が軽快し、退 院が可能となった場合においては、再び当該有 料老人ホームに速やかに入居させることがで きるよう努めること。

オ〜ケ (略)

(10)~(12) (略)

- 9 サービス等
 - (1)~(3) (略)
 - (4) (略)

ア〜エ (略)

オ イからエまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

当該担当者は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。なお、同一施設内での複数担当の兼務や他の事業所・施設等との担当の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入居者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。

カ・キ (略)

- (5) (略)
- (6) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、 その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況 並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければな らないこと。

また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要であ

(7) (略)

10・11 (略)

12 契約内容等

(1)~(3) (略)

(4) 重要事項の説明等

老人福祉法第 29 条第7項の規定に基づく情報の開示において,老人福祉法施行規則<u>第 20 条の5</u>第 14 号に規定する入居契約に関する重要な事項の説明については,次の各号に掲げる基準によること。

ア〜エ (略)

- (5) (略)
- (6) 入居者募集等

ア 入居者募集に当たっては、パンフレット、募 集広告等において、有料老人ホームの類型(サ ービス付き高齢者向け住宅の登録を受けてい ないものに限る。)、サービス付き高齢者向け住 宅の登録を受けている場合は、その旨及び特定 施設入居者生活介護等の種類を明示すること。

イ 誇大広告等により、入居者に不当に期待を抱かせたり、それによって損害を与えたりするようなことがないよう、実態と乖離のない正確な表示をするとともに、「有料老人ホーム等に関する不当な表示」(平成16年公正取引委員会告示第3号。以下「不当表示告示」という。)を遵守すること。特に、介護が必要となった場合の介護を行う場所、介護に要する費用の負担、介護を行う場所が入居している居室でない場合の当該居室の利用権の存否等については、入居者に誤解を与えるような表示をしないこと。(新設)

10・11 (略)

12 契約内容等

(1)~(3) (略)

(4) 重要事項の説明等

老人福祉法第 29 条第7項の規定に基づく情報の開示において、老人福祉法施行規則第 20 条の5第 16号に規定する入居契約に関する重要な事項の説明については、次の各号に掲げる基準によること。

ア~エ (略)

- (5) (略)
- (6) 入居者募集等

ア 入居者募集に当たっては、パンフレット、募 集広告等において、有料老人ホームの類型(サ ービス付き高齢者向け住宅の登録を受けていな いものに限る。)、サービス付き高齢者向け住宅 の登録を受けている場合は、その旨及び特定施 設入居者生活介護等の種類を明示すること。

- イ 誇大広告等により、入居者に不当に期待を抱かせたり、それによって損害を与えたりするようなことがないよう、実態と乖離のない正確な表示をするとともに、「有料老人ホーム等に関する不当な表示」(平成16年公正取引委員会告示第3号。以下「不当表示告示」という。)を遵守すること。特に、介護が必要となった場合の介護を行う場所が入居している居室でない場合の当該居室の利用権の存否等については、入居者に誤解を与えるような表示をしないこと。
- ウ 入居募集に当たり、有料老人ホームが、高齢者向け住まいへの入居を希望する者に関する情報の提供等を行う事業者(以下「情報提供等事業者」という。)と委託契約等を締結する場合は、次の事項に留意すること。
 - (7) 情報提供等事業者と委託契約等を締結する場合には、例えば、入居希望者の介護度や医療の必要度等の個人の状況や属性に応じて手数料を設定するといった、社会保障費の不適切な費消を助長するとの誤解を与えるような手数料の設定を行わないこと。また、上記のような手数料の設定に応じないこと。また、情報提供等事業者に対して、入居者の月額利用料等に比べて高額な手数料と引

(7)~(9) (略)

13 (略)

14 電磁的記録等

- (1) 作成、保存その他これらに類するもののうち、この指導指針の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの((2)に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁器的方式。その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
- (2) 交付,説明,同意,承諾その他これらに類するもの(以下,「交付等」という。)のうち,この指導指針の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては,当該交付等の相手方(入居者等)の承諾を得て,書面に代えて,電磁的方法(電子的方法,<u>磁器的方法</u>その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)によることができる。

き換えに,優先的な入居希望者の紹介を求 めないこと。

(イ) 情報提供等事業者の選定に当たっては, 当該情報提供等事業者が入居希望者に提供 するサービス内容やその対価たる手数料の 有無・金額についてあらかじめ把握するこ とが望ましいこと。

また,公益社団法人全国有料老人ホーム協会,一般社団法人全国介護付きホーム協会及び一般社団法人高齢者住宅協会の3団体で構成する高齢者住まい事業者団体連合会が運営する「高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度」に届出を行い,行動指針を遵守している事業者を選定することが望ましいこと。

 $(7)\sim(9)$ (略)

13 (略)

14 電磁的記録等

- (1) 作成,保存その他これらに類するもののうち, この指導指針の規定において書面(書面,書類, 文書,謄本,抄本,正本,副本,複本その他文字, 図形等人の知覚によって認識することができる情 報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同 じ。)で行うことが規定されている又は想定される もの((2)に規定するものを除く。)については, 書面に代えて,当該書面に係る電磁的記録(電子 的方式,<u>磁気的方式</u>その他人の知覚によっては認 識することができない方式で作られる記録であっ て,電子計算機による情報処理の用に供されるも のをいう。)により行うことができる。
- (2) 交付,説明,同意,承諾その他これらに類するもの(以下,「交付等」という。)のうち,この指導指針の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては,当該交付等の相手方(入居者等)の承諾を得て,書面に代えて,電磁的方法(電子的方法,<u>磁気的方法</u>その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)によることができる。

別紙様式

重要事項説明書

記入年月日	
記入者名	
所属・職名	

※ サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている有料老人ホームについては、「<u>登録申請書の添付書</u> 類等の参考とする様式について(平成23年10月7日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長・国土交 通省住宅局安心居住推進課長事務連絡)」の別紙4の記載内容を合わせて記載して差し支えありませ ん。その場合、以下の1から3まで及び6の内容については、別紙4の記載内容で説明されているも のとみなし、欄自体を削除して差し支えありません。

1~3 (略)

4. サービス等の内容 (全体の方針) (略) (改正後)

別紙様式

重要事項説明書

記入年月日	
記入者名	
所属・職名	

※ サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている有料老人ホームについては, 「「登録申請書の添付書類等の参考とする様式について」の一部改正について(令和4年8月18日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長・国土交通省住宅局安心居住推進課長事務連絡)」の別紙3の記載内容を合わせて記載して差し支えありません。その場合, 以下の1から3まで及び6の内容については, 別紙3の記載内容で説明されているものとみなし, 欄自体を削除して差し支えありません。

1~3 (略)

4. サービス等の内容 (全体の方針) (略)

(介護サービスの内容) ※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

(小腰サービスの内容) 水特定施設	《八店有工冶》	設守の定氏で1	J (61/4614	育口 は 百曜 刊 肥
特定施設入居者生活介護の加算の	入居継続支援	加算	1 あり	2 なし
対象となるサービスの体制の有無	生活機能向上連携加算		1 あり	2 なし
	個別機能訓練加算		1 あり	2 なし
	夜間看護体制加算		1 あり	2 なし
	若年性認知症入居者受入加算		1 あり	2 なし
	医療機関連携加算		1 あり	2 なし
	口腔衛生管理	体制加算	1 あり	2 なし
	栄養スクリー	ニング加算	1 あり	2 なし
	退院・退所時連携加算		1 あり	2 なし
	看取り介護加算		1 あり	2 なし
	認知症専門 (I) ケア加算 (Ⅱ)	(1)	1 あり	2 なし
		(11)	1 あり	2 なし
		(1)イ	1 あり	2 なし
	サービス提 供体制強化 加算 (I)ロ (II)	(I) ¤	1 あり	2 なし
		(II)	1 あり	2 なし
		(Ⅲ)	1 あり	2 なし
	介護職員処	(1)	1 あり	2 なし
	遇改善加算	(II)	1 あり	2 なし
		(III)	1 あり	2 なし
		(IV)	1 あり	2 なし
		(V)	1 あり	2 なし
	介護職員等 特定処遇改	<u>(I)</u>	1 あり	<u>2 なし</u>
	<u>特定処遇改</u> <u>善加算</u>	<u>(II)</u>	<u>1 あり</u>	<u>2 なし</u>
人員配置が手厚い介護サービスの	1 あり	(介護・看護職	員の配置率)	
実施の有無	: 1			
	2 なし			

(改正後)

↑護サービスの内容) ※特定施設	入居者生活介護等の提供を	行っていない:	場合は省略可能
寺定施設入居者生活介護の加算	入居継続支援加算	<u>(I)</u>	<u>1 あり 2 なし</u>
の対象となるサービスの体制の	八店脞就又饭加昇	<u>(II)</u>	1 あり 2 なし
有無	生活機能向上連携加算	<u>(I)</u>	<u>1 あり 2 なし</u>
	工作 成形间工建场加弄	<u>(П)</u>	<u>1 あり 2 なし</u>
※ <mark>1 「協力医療機関連携加算</mark>	ADL維持等加算	<u>(I)</u>	1 あり 2 なし
(Ⅰ)」は、「相談・診療を行	ADL維持等加算	<u>(II)</u>	1 あり 2 なし
う体制を常時確保し, 緊急時	/田月廿後3七三10年十月2年	<u>(I)</u>	1 あり 2 なし
<u>に入院を受け入れる体制を</u>	個別機能訓練加算	<u>(II)</u>	1 あり 2 なし
確保している協力医療機関	左門手:#/ / /朱山加管	<u>(I)</u>	1 あり 2 なし
と連携している場合」に該当	夜間看護体制加算	<u>(II)</u>	1 あり 2 なし
する場合を指し、「協力医療	若年性認知症入居者受入加	算	1 あり 2 なし
機関連携加算(Ⅱ)は,「協	協力医療機関連携加算	<u>(I)</u>	1 あり 2 なし
力医療機関連携加算(I)」以	(※1)	<u>(II)</u>	1 あり 2 なし
外に該当する場合を指す。	口腔衛生管理体制加算 <mark>(※</mark>	2)	1 あり 2 なし
Y 0 「地材效差刑柱力长恕 1 尺之	口腔・栄養スクリーニング加算		1 あり 2 なし
※2 「地域密着型特定施設入居者	退院・退所時連携加算		1 あり 2 なし
<u>生活介護」の指定を受けてい</u> <mark>る場合。</mark>	退居時情報提供加算		1 あり 2 なし
<mark>る物口。</mark>	看取り介護加算	<u>(I)</u>	1 あり 2 なし
		<u>(II)</u>	1 あり 2 なし
	認知症専門ケア加算	(I)	1 あり 2 なし
		(II)	1 あり 2 なし
	高齢者施設等感染対策向 上加算	(I)	1 あり 2 なし
		<u>(II)</u>	1 あり 2 なし
	新興感染症等施設療養費		1 あり 2 なし
	生産性向上推進体制加算	<u>(I)</u>	1 あり 2 なし
		<u>(II)</u>	1 あり 2 なし
		(I)	1 あり 2 なし
	サービス提供体制強化加 算	(II)	1 あり 2 なし
		(Ⅲ)	1 あり 2 なし
		(I)	1 あり 2 なし
		(II)	1 あり 2 なし
		(Ⅲ)	1 あり 2 なし
		(IV)	1 あり 2 なし
		(V)(1)	1 あり 2 なし
	<u>(</u>	(V)(2)	1 あり 2 なし
		(V)(3)	1 あり 2 なし
		(V)(4)	1 あり 2 なし
		(V)(5)	1 あり 2 なし
		(V)(6)	1 あり 2 なし

(改正前)	(改正後)
	$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$
	人員配置が手厚い介護サービ
	2 なし
	8

(医療連携の内容)

医療支援	※複数選択可	 牧急車の手配 入退院の付き添い 通院介助 その他()
協力医療機関	1	名称
		住所
		診療科目
		協力科目
		協力内容
	2	名称
İ	-	住所
		診療科目
		協力科目
		協力內容
協力歯科医療機	関	名称
		住所
		協力內容

(略)

(改正後)

(医療連携の内容)

医療支援	1 救急車	の手配	
※複数選択	可 2 入退院の	の付き添い	
	3 通院介題	助	
	4 その他	()
協力医療機関 1	名称		
	住所		
	診療科目		
	協力科目		
	協力内容	入所者の病状の急変時等におい	<u>1 あり 2 なし</u>
		て相談対応を行う体制を常時確保	
		診療の求めがあった場合におい	<u>1 あり 2 なし</u>
		て診療を行う体制を常時確保	
2	名称		
	住所		
	診療科目		
	協力科目		
	協力内容	入所者の病状の急変時等におい	<u>1 あり 2 なし</u>
		て相談対応を行う体制を常時確保	
		診療の求めがあった場合におい	<u>1 あり 2 なし</u>
		て診療を行う体制を常時確保	
<u>3</u>	<mark>名称</mark>		
	<u>住所</u>		
	診療科目		
	協力科目		
	協力内容	入所者の病状の急変時等におい	<u>1 あり 2 なし</u>
		て相談対応を行う体制を常時確保	
		診療の求めがあった場合におい	<u>1 あり 2 なし</u>
		て診療を行う体制を常時確保	
4	<u>名称</u>		
	<u>住所</u>		
	診療科目		
	協力科目		
	協力内容	入所者の病状の急変時等におい	<u>1 あり 2 なし</u>
		て相談対応を行う体制を常時確保	
		診療の求めがあった場合におい	<u>1 あり 2 なし</u>
		て診療を行う体制を常時確保	

(改正後)

	<u>5</u>	<mark>名称</mark>		
		<u>住所</u>		
		診療科目		
		協力科目		
		協力内容	入所者の病状の急変時等におい	<u>1 あり 2 なし</u>
			て相談対応を行う体制を常時確保	
			診療の求めがあった場合におい	1 あり 2 なし
			て診療を行う体制を常時確保	
新興感染症 1 あり				,
発生時に連	医療	機関の名称		
携する医療機	医療	機関の住所		
<mark>関</mark>	<u>2 なし</u>			
協力歯科医	1	名称		
療機関		住所		
		協力内容		
	2	名称		
		住所		
		協力内容		

(略)

5. 職員体制

※有料老人ホームの職員について記載すること(同一法人が運営する他の事業所の職員については記載する必要はありません)。

(略)

(夜勤を行う看護・介護職員の人数)

夜勤帯の設定時間(時~ 時)	
	平均人数	最少時人数(休憩者等を除く)
看護職員	人	人
介護職員	人	人

6~9 (略)

(改正後)

5. 職員体制

※有料老人ホームの職員について記載すること(同一法人が運営する他の事業所の職員については記載する 必要はありません)。

(略)

(夜勤を行う看護・介護職員の人数)

夜勤帯の設定時間 (<u></u> 時	<u>分~ 時 分</u>)	
	平均人数	最少時人数(休憩者等を除く)
看護職員	人	人
介護職員	人	人

6~9 (略)

10. その他

運営懇談会	1 あり (開催頻度) 年 回
	2 なし
	1 代替措置あり (内容)
	2 代替措置なし
提携ホームへの移行	1 あり(提携ホーム名:)
【表示事項】	2 なし
有料老人ホーム設置時の老人 福祉法第 29 条第1項に規定	1 あり 2 なし3 サービス付き高齢者向け住宅の登録を行っているため、高齢者
する届出	の居住の安定確保に関する法律第23条の規定により,届出が不要
高齢者の居住の安定確保に関す る法律第5条第1項に規定する サービス付き高齢者向け住宅の 登録	1 あり 2 なし
有料老人ホーム設置運営指導 指針「5.規模及び構造設備」に 合致しない事項	1 あり 2 なし
合致しない事項がある場合 の内容	
「6.既存建築物等の活用の 場合等の特例」への適合性	 適合している(代替措置) 適合している(将来の改善計画)
	3 適合していない
有料老人ホーム設置運営指導 指針の不適合事項	
不適合事項がある場合の 内容	

別添1 (略)

(改正後)

10. その他

運営懇談会	1 あり (開催頻度)年	□
	2 <i>a</i> l	<u> </u>
	1 代替措置あり (内容)	
desired the face of the control of t	2 代替措置なし	
高齢者虐待防止のための取 組の状況	虐待防止対策検討委員会の定期的な開催	<u>1 あり 2 なし</u>
RELUZIANOL	<u>指針の整備</u>	<u>1 あり 2 なし</u>
	定期的な研修の実施	<u>1 あり 2 なし</u>
	担当者の配置	<u>1 あり 2 なし</u>
身体的拘束等の適正化のた	身体的拘束等適正化検討委員会の開催	<u>1 あり 2 なし</u>
めの取組の状況	指針の整備	<u>1 あり 2 なし</u>
	定期的な研修の実施	<u>1 あり 2 なし</u>
!	緊急やむを得ない場合に行う身体的拘束その	他の入居者の行動を制
	限する行為(身体的拘束等)を行うこと	
	身体的拘束等を行う場合の態	1 あり 2 なし
	1 あり 様及び時間, 入居者の状況並	
	理由の記録	
	2	
業務継続計画の策定状況等	感染症に関する業務継続計画	1 あり 2 なし
<u> </u>	災害に関する業務継続計画	1 あり 2 なし
	職員に対する周知の実施	1 あり 2 なし
	定期的な研修の実施	$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$
	定期的な訓練の実施	$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$
1814th 1 2 2 444-	定期的な業務継続計画の見直し	1 <u> </u>
提携ホームへの移行	1 あり(提携ホーム名:)
【表示事項】	2 なし	
有料老人ホーム設置時の	1 <i>b</i> 9 2 <i>c</i> 1	
老人福祉法第29条第1項	3 サービス付き高齢者向け住宅の登録を行	
に規定する届出	の居住の安定確保に関する法律第23条の規	規定により, 届出が不要
高齢者の居住の安定確保	1 あり 2 なし	
に関する法律第5条第1		
項に規定するサービス付		
き高齢者向け住宅の登録		
有料老人ホーム設置運営	1 あり 2 なし	
THUNN OWEELD	1 00 2 40	
指導指針「5.規模及び構造		
	1 609 2 40	

(改正後)

	合致しない事項が		
	ある場合の内容		
	「6. 既存建築物	1	適合している(代替措置)
	等の活用の場合	2	適合している(将来の改善計画)
	等の特例」への適	3	適合していない
	合性		
有料老人ホーム設置運営			
指導指	指導指針の不適合事項		
	不適合事項がある		
	場合の内容		

別添1 (略)

ı								
特定施設人居有生活介護(地域密清型・介護予防を含む)	「護すいを占く	ご の指定の有無	1				٠ ر	600
	特定施設入屋	者生活介護	個別の利用料で、	で、実施するサービス	ナービス		1 1	
	費で,実施するサービス (利用者―部負担※1)	- るサービス(負担※1)	(利用者が全額負担	額負担)	包含※3	都度**3 料金**3		
介護サービス								
食事介助	なし	9 P	なし	あり				
排泄介助・おむつ交換	なし	\$ P	なし	あり				
# C T L			なし	\$ D				
入浴 (一般浴) 介助・清拭	なし	あり	なし	あり				
特 裕 介 助	なし	\$ D	なし	あり				
身辺介助 (移動・着替え等)	なし	あり	なし	あっ				
機能訓練	なし	9 P	なし	9 P				
通院介助	なし	あり	なし	\$ D			※付添いができる範囲を明確化す	確化すること
生活サービス								
居室清掃	なし	\$ D	なし	あり				
リネンな巌	なし	あり	なし	\$ D				
日常の洗濯	なし	あり	なし	\$ D				
居室配膳・下膳	なし	4	なし	あり				
人居者の嗜好に応じた特別な食事	\		なし	あり				
おやし			なし	あり				
理美容師による理美容サービス			なし	あり				
買い物代行	なし	あり	なし	あり			※利用できる範囲を明確化する	すること
役所手続き代行	なし	あり	なし	あり				
金銭・貯金管理			なし	あり				
健康管理サービス								
定期健康診断	\		なし	9 Q			※回数 (年○回など)を	を明記すること
健康相談	なし	あり	なし	あり				
生活指導・栄養指導	なし	あり	なし	あり				
服業支援	なし	あり	なし	あり				
生活リズムの記録 (排便・睡眠等)	なし	あり	なし	あり				
入退院時・入院中のサービス								
入退院時の同行	なし	9 P	なし	\$ P			※付添いができる範囲を明確化す	確化すること
入院中の洗濯物交換・買い物	なし	あり	なし	80				
入院中の見舞い訪問	なし	9 P	なし	\$ D				

(改正後)

作户属的人死在子记上第一名对张旭外,上背下名外汇(1) 少在许少在推							, T	5
	特定施設入	居者生活介	個別の利用料	4で実施する	5サービス			
	護費で,実加ス (利用者)	護費で,実施するサービ ス (利用者負担一部) (利用者が全額負担) 包含※2 権	(利用者が	全額負担)	包含※2 都度※2 料金※3	(2) 科金※(2)	3 備考	
介護サービス								
食事介助	なし	9	なし	\$ D				
排泄介助・おむつ交換	なし	\$P	なし	\$ D				
おむつ代	\	\setminus	なし	\$ D				
入浴 (一般浴) 介助・清拭	なし	\$ D	なし	\$ D				
特裕介助	なし	\$ 9	なし	9 P				
身辺介助 (移動・着替え等)	なし	\$ D	なし	Q Q				
機能訓練	なし	\$ D	なし	\$ 9				
通院介助	なし	\$ D	なし	\$ D			※付添いができる範囲を明確化する	すること
口腔衛生管理	なし	\$ D	なし	\$ D				
生活サービス								
	なし	9	なし	G &				
リネン交換	なし	\$ D	なし	Q Q				
日常の洗濯	なし	あり	なし	あり				
居室配膳・下膳	なし	\$ D	なし	あり				
入居者の嗜好に応じた特別な食事	\		なし	あり				
おかし	\	\	なし	あり				
理美容師による理美容サービス			なし	& D				
買い物代行	なし	あり	なし	\$ D			※利用できる範囲を明確化するこ	7.) L
役所手続き代行	なし	\$ D	なし	\$ D				
金銭・貯金管理			なし	\$ D				
健康管理サービス								
定期健康診断	\		なし	Q Q			※回数 (年〇回など)を明記する	すること
健康相談	なし	\$ 0	なし	\$ D				
生活指導・栄養指導	なし	\$ 10	なし	\$ D				
服薬支援	なし	\$ D	なし	あり				
生活リズムの記録(排便・睡眠等)	なし	\$ 0	なし	\$ 9				
入退院時・入院中のサービス								
入退院時の同行	1な	64	つな	64			※付添いができる範囲を明確化する	すること
人院中の洗濯物交換・買い物	なし	あり	なし	あり				
入院中の見舞い訪問	なし	あり	なし	あり				

(改正前)	(改正後) 別表 (略)
	15 15